

	感染症対策	業務継続計画	虐待防止	ハラスメント対策
	令和6年3月31日まで経過措置	令和6年3月31日まで経過措置	令和6年3月31日まで経過措置	
指針・計画	<p>『感染症の予防及びまん延の防止のための指針』</p> <p>(1) 「平常時の対策」及び「発生時の対応」を規定してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平常時の対策」：事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い等）等 ・「発生時の対応」：発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関（医療機関、保健所等）との連携、行政等への報告等 <p>(2) 発生時における事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記してください。</p> <p>※記載内容の例については「<u>介護現場における感染対策の手引き</u>」を参照</p>	<p>『業務継続計画』</p> <p>(1) 感染症に係る業務継続計画 「<u>介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン</u>」を参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討してください。 また、「<u>新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画（ひな形）</u>」を参考に業務継続計画を作成してください。</p> <p>(2) 災害に係る業務継続計画 「<u>介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン</u>」を参考に各施設・事業所において具体的な対応を検討してください。 また、「<u>自然災害発生時における業務継続計画（ひな形）</u>」を参考に業務継続計画を作成してください。</p>	<p>『虐待防止のための指針』</p> <p>(1) 虐待の防止のための指針の整備に当たっては次の項目を盛り込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所（施設）における虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止検討委員会その他事業所（施設）内の組織に関する事項 ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ・成年後見制度の利用支援に関する事項 ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ・利用者（入所者）等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ・その他虐待の防止の推進のために必要な事項 <p>(2) 『<u>運営規程</u>』に、虐待の防止に係る組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容を規定してください。</p>	<p>『ハラスメント対策のための指針』</p> <p>(1) 「<u>介護現場におけるハラスメント対策マニュアル</u>」「<u>（管理職・職員向け）研修のための手引き</u>」等を参考に作成してください。</p>
委員会	<p>概ね6月に1回以上（施設は3月に1回以上）開催してください。</p> <p>※居宅介護支援事業所の従業者が1名の場合、指針を整備することで開催しないことも差し支えない。</p>		<p>定期的に開催してください。</p>	
研修	<p>年1回以上（施設は年2回以上）開催してください。</p> <p>※新規採用時は研修実施が望ましい。（施設は必ず実施）</p>	<p>年1回以上（施設は年2回以上）開催してください。</p> <p>※新規採用時は研修実施が望ましい。（施設は必ず実施）</p>	<p>年1回以上（施設は年2回以上）開催してください。</p> <p>※新規採用時は必ず研修を実施。</p>	
訓練	<p>年1回以上（施設は年2回以上）開催してください。</p> <p>※机上及び実地を適切に組み合わせ実施</p>	<p>年1回以上（施設は年2回以上）開催してください。</p> <p>※机上及び実地を適切に組み合わせ実施</p>		
担当者			<p>選任の担当者</p>	<p>相談に対応する担当者</p>